

自己負担限度額について

【70歳未満】

適用区分	所得要件	自己負担限度額	多数該当の自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	
オ	市県民税非課税	35,400円	24,600円

【70歳以上75歳未満】(※平成30年8月改正)

市県民税課税区分	区分		自己負担限度額		多数該当の自己負担限度額
課税	現役並み所得者	Ⅲ ※1	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円
		Ⅱ ※2	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円
		Ⅰ ※3	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円
	一般	外来 18,000円	入院 57,600円		
非課税	低所得者	Ⅱ ※4	8,000円	24,600円	なし
		Ⅰ ※5		15,000円	

- ※1 課税所得690万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯
- ※2 課税所得380万円以上690万円未満の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯
- ※3 課税所得145万円以上380万円未満の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯
- ※4 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市県民税非課税世帯の方
- ※5 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市県民税非課税世帯で、かつ各種収入等から必要経費・控除(年金所得の場合の控除額は80万円)を差し引いた所得が0円となる世帯の方